

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (製造業等立地支援事業)(六次公募) Q&A

平成28年5月9日

No.	種類	質問	回答	備考
1	要件(用地・建屋)	津波で工場が流されて、同じ場所に同規模の工場を建てるが補助対象か。	補助対象外です。当補助金は、「新增設」の施設が補助対象です。	
2	要件(用地・建屋)	現工場の場所における単なる工場の建て替えは補助対象か。	補助対象外です。当補助金は、「新增設」の施設が補助対象です。	
3	要件(用地・建屋)	現工場を解体し、現工場の隣の敷地を購入し、新工場を建てる場合、補助対象か。	新工場が同規模の場合、単なる建て替えとみなされ、補助対象外です。当補助金は、「新增設」が補助対象です。	
4	要件(用地・建屋)	既に借りている土地と建物を買上げる場合は、補助対象か。	補助対象外です。当補助金は、「新增設」が対象です。	
5	要件(用地・建屋)	居抜き物件の購入は補助対象か。	補助対象となり得ます。	
6	要件(用地・建屋)	設備機械装置の購入のみの事業は、補助対象か。	補助対象外です。	
7	要件(用地・建屋)	土地取得費のみを補助対象とし、建物・設備は他の補助金を利用する場合、補助対象か。	補助対象外です。	
8	要件(用地・建屋)	自社施設(既存工場等)の改修及び増築は、補助対象か。	増築(増床)のための費用、増築部分に設置する設備購入費のみ補助対象です。撤去費、移設費は補助対象外です。また、この補助対象費用で、雇用要件を満たす必要があります。	
9	要件(用地・建屋)	採択後の立地場所の変更は認められるか。	立地場所も含めて審査しているため、立地場所の変更は原則として認められません。 ただし、立地場所の変更について、自己都合ではないことが明確であり、かつ真にやむを得ない場合に限り、原則として同一市町村かつ同補助率地区内に限り、立地場所の変更が認められ得ます。	
10	要件(対象施設)	産業廃棄物処理施設(廃棄物処理のための施設)は補助対象か。	補助対象外です。	
11	要件(対象施設)	メガソーラー等の発電施設は補助対象か。	対象外です。全量買取制度等の他の支援制度があるためです。	
12	要件(対象施設)	植物工場は補助対象か。	製造業の集積に貢献する「5 東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認める施設であって、基金設置法人が認める施設」であれば、対象となる可能性があります。	
13	要件(対象施設)	発電事業施設は補助対象か。	補助対象外です。	
14	要件(対象施設)	小売店舗は補助対象か。	補助対象外です。	
15	要件(対象施設)2. 物流施設	商業施設に付随した物流施設は、補助対象か。	補助対象外です。	
16	要件(対象施設)2. 物流施設	物流施設の工場・店舗の「併設」の定義は。	建物を接する、同一敷地、隣接敷地の場合は全て「併設」と見なされ、対象外です。	
17	要件(対象施設)5. 知事特認施設	公募要領p2の対象施設「5 東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認める施設であって、基金設置法人が認める施設」とは何か。	具体的な内容については、各県の企業立地担当課にお問い合わせください。なお、製造業の集積に貢献する施設であれば、対象となる可能性があります。	
18	審査	補助率が上限値より下回るケースはどのような場合か。	公募要領p10にある審査項目を中心に審査委員会を経て、採択事業者並びに採択者の補助率が審査されます。	
19	補助対象経費	実際の発注時に予定より工事費が増加した場合は、その分補助金も増加するのか。	補助事業に要する経費が増加することは問題ありませんが、補助金は交付決定額を超えることはできません。(補助事業に要する経費 > = 補助対象経費 × 補助率 > = 交付決定額)	

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (製造業等立地支援事業)(六次公募) Q&A

平成28年5月9日

No.	種類	質問	回答	備考
20	補助対象経費	既存の建物・設備の撤去費用は補助対象か。	補助対象外です。	
21	補助対象経費	消費税は補助対象か。	補助対象外です。申請書には消費税を除いた値を記入してください。	
22	補助対象経費	公募要領p5の補助対象経費の区分(1)土地取得費、(2)土地造成費、(3)建物取得費、(4)設備費、とあるが、これは4区分全ての補助を受けないといけないのか。	4つの経費区分全てを満たさなくても問題はありません。ただし、補助要件である「建物取得」は必ず行わなければなりません。	
23	補助対象経費(土地)	土地取得費はどのような範囲が認められるのか。	本補助事業を運営する上で必要な範囲の土地であり、販売区画や筆単位での購入等、常識的な範囲であれば補助対象と認められます。土地の賃借料は補助対象外です。	
24	補助対象経費(土地)	借地権の取引費用も補助対象になるか。	補助対象外です。所有権移転する売買契約額のみが補助対象です。	
25	補助対象経費(土地)	土地取引に関連する経費も補助対象になるか。	基本的に全て補助対象外です。土地取得・登録に係る税金、印紙代、仲介手数料、鑑定評価費は補助対象外です。土地・建物の登記等の代行に係る外注費は補助対象外です。	
26	補助対象経費(土地)	将来増築予定の土地は対象か。	補助対象外です。	
27	補助対象経費(土地)	必要不可欠な緑化部分の土地取得費は対象か。	補助対象になり得ます。(ただし、緑化工事費は補助対象外です。)	
28	補助対象経費(土地)	親会社の土地を子会社が購入し、建物・設備を建設・導入する場合、当該子会社による土地取得費は補助対象か。	補助対象外です。費用負担の単なる付け替えとなり、社会通念上、認められません。	
29	補助対象経費(土地造成)	土地造成費にはどのようなものが含まれるのか。	土地を本事業で新規取得し、土地取得費を補助対象経費に計上する場合に限り、当該土地に付随する土地造成費を認めます。補助事業の用に供するための地盤面の形状を変える工事に要する費用などが含まれます。基本的には荒地を宅地化するための工事費と考えてください。	
30	補助対象経費(土地造成)	借地の場合、土地造成は補助対象となるか。	補助対象外です。ただし建物工事時の必要最低限の地盤面の工事は、建物取得費として計上は可能です。	
31	補助対象経費(土地造成・建物)	測量費、ボーリング調査費、地盤調査費、埋蔵物調査費、地盤改良費は対象か。	「測量費」「調査費」のみの外注費は補助対象外です。工事内の費目で実施される各種調査費は補助対象となり得ます。設計費と一体的に発注される測量費は補助対象になり得ます。地盤改良費は、単体の外注でも補助対象になり得ます。	
32	補助対象経費(建物)	建物取得費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業を運営する上で必要な施設の新規建築、増改築、および中古建物の取得に要する費用などが含まれます。建物工事後に行う外構工事費は建物取得費に含めます。なお、外構工事については、事業を運営する上で必要なもののみ補助対象と認められ、例えば緑地化に伴う植栽(芝生、生垣、樹木等)、門柱・フェンスの費用等は補助対象外となり、従業員駐車場の舗装は業務上必要不可欠な範囲のみ補助対象となります。また、土地造成費同様、既存建物の撤去・解体に係る費用は補助対象外です。	
33	補助対象経費(建物)	設計費は補助対象か。	交付決定後に発注した場合は、補助対象になり得ます。申請書作成のために交付決定前に発注した設計費用は補助対象外となります。交付決定前の設計費の発注と、交付決定後の建物工事の発注が分かれていないと、建物工事を補助対象とできないため十分注意してください。	
34	補助対象経費(建物)	建築確認申請費用は補助対象か。	工事費の一部として計上されていれば補助対象です。申請者自身で行う費用は対象外です。	

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (製造業等立地支援事業)(六次公募) Q&A

平成28年5月9日

No.	種類	質問	回答	備考
35	補助対象経費(建物)	工場で生産された製品等の直売所(店舗)を併設する場合、補助対象か。	当該工場部分のみが補助対象です。	
36	補助対象経費(建物)	現在保有する建物の改修費用(高度化等)は、補助対象か。	補助対象外です。	
37	補助対象経費(建物)	購入する居抜き物件の建物の改修費用は、補助対象か。	補助対象になり得ます。	
38	補助対象経費(建物)	親会社が保有する中古建物の購入費用は、補助対象か。	補助対象外です。費用負担の単なる付け替えとなり、社会通念上、認められません。	
39	補助対象経費(設備)	設備費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業で新增設又は取得する建物内に設置する設備が対象となり、本補助事業を運営する上で必要な生産設備等の新規購入、据付に要する費用が含まれます。 パソコン、プリンタ、ソフトウェア、電話器、消火器、机・椅子、物流用パレット等、汎用性があり目的外使用になり得るもの、据付けて利用しないものの購入費は、操業に必要不可欠であっても補助対象外となります。 また他事業所等からの移設費も補助対象外となります。	
40	補助対象経費(設備)	中古設備の購入は補助対象か。	補助対象になり得ます。ただし、中古でなくてはならない理由、適正な取引価格である理由、及び、原則中古市場においてその価格設定の適正性が明確である必要があります。	
41	補助対象経費(設備)	グループ企業間の設備購入は補助対象か。	補助対象になり得ます。ただし、補助事業者自身から調達等を行う場合、補助対象経費の算出には利益排除が必要です。	H27.4METI事務処理マニュアル改正による
42	補助対象経費(設備)	グループ企業間の中古の設備購入は補助対象か。	上記2問同様で、補助対象になり得ます。	
43	補助対象経費(設備)	工場増築で、設備の配置換えを行うので既存の工場部分にも設備を新規に設置する。対象となるか。	補助対象外です。対象となる設備は、新たに増築した建物内の新規設置設備のみです。	
44	補助対象経費(設備)	設備を社内で組み立てて設置する。補助対象となるか。	補助事業者の人件費は対象外ですが、交付決定日以降に購入した主な材料費は補助対象になり得ます。	
45	補助対象経費(設備)	ソフトウェアや保守費用は対象か。	補助対象となる機械装置を動かすために組み込まれているものは対象になり得ます。汎用的なソフトウェア購入費、期限付ソフトの購入費は対象外です。保守費用は対象外です。	
46	補助対象経費(設備)	フォークリフトは対象か。	車両であり補助対象外です。	
47	補助対象経費(設備)	太陽光発電に係る設備は補助対象と認められるか。	固定価格買取制度等の他の支援措置の利用を前提とする発電可能な再生可能エネルギー関連設備は、補助対象外です。	
48	補助対象経費(設備・リース)	リース会社に支払うリース料は対象か。	補助対象外です。	
49	補助対象経費(設備・リース)	親会社・子会社間のリースは可能か。	両者が共同申請し、補助金分をリース料から減額する場合は、対象になり得ます。	
50	補助対象経費(設備・リース)	転リースは可能か。リース会社→親会社→子会社。	補助対象外です。リースは2者間のみを認めています。	
51	補助対象経費(設備・リース)	リース契約期間内の所有権移転リースは可能か。	補助対象外です。	
52	補助対象経費(建物・設備)	建物取得費と設備費はどのような基準で判断したらよいか。	設備費は生産設備機械等の購入、据付けに必要な経費であり、建物と切り離すことのできない付帯設備は建物取得費に含まれます。建物付帯設備の例としては、排水処理設備や空調機器(建物付帯型)、電話回線、電気配線等がありますが、補助対象となるかどうかは、交付申請時や確定検査時に事務局が個別具体的に判断することになります。	

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (製造業等立地支援事業)(六次公募) Q&A

平成28年5月9日

No.	種類	質問	回答	備考
53	雇用	新規地元雇用者とは。	新規地元雇用者とは、補助事業者が、補助金の交付決定日以降に新規立地する工場等で勤務することを前提として採用した正社員のうち、補助事業完了時において、当該工場等が所在する県内に住所を有し、勤務する者をいいます。なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、県外から当該工場が所在する県内に住所を移転した正社員としての転入雇用者を含むものとします。	
54	雇用	新規地元雇用者数はいつ時点からの雇用を対象に含めるのか。	交付決定日から事業完了日までに採用された者です。交付決定日以前に雇用した場合は、交付要件に係る新規地元雇用にはカウント不可です。	
55	雇用	県内の別工場からの従業員の配置換えは、新規地元雇用者数にカウント可か。	カウント不可です。新たな地元雇用創出とは言えないためです。	
56	雇用	県外の別工場からの従業員の配置換えは、新規地元雇用者数にカウント可か。	カウント可です。ただし配置換え(異動)が交付決定日以降であり、住民票を移動する必要があります。	
57	雇用	県外からの通勤者は、新規地元雇用者にカウント可か。	カウント不可です。	
58	雇用	交付決定日以降の雇用とのことだが、交付決定日前の試用期間の扱いはどうなるか。	試用期間中の契約形態により判断されます。当初期限付で雇用開始され、交付決定日以降に期限なしの正社員として採用されたことが証明できるのであれば、新規地元雇用者数にカウント可です。試用期間であっても当初から期限なしの雇用であれば、その雇用契約時が交付決定日以降である必要があります。	
59	雇用	交付決定日以前に採用し県内他事業所で研修、操業時に補助対象施設で雇用する場合は新規地元雇用者にカウント可か。	カウント不可です。	
60	雇用	交付決定日以前に採用し、県外他事業所で研修、操業時に住民票を異動し、補助対象施設で雇用する場合は新規地元雇用者にカウント可か。	転入雇用者としてカウント可です。	
61	雇用	派遣社員は、新規地元雇用者にカウント可か。	補助事業者の直接雇用ではないためカウント不可です。	
62	雇用	工場・物流施設の一部運営の委託先(外注先)で雇用が発生するが、新規地元雇用者にカウント可か。	補助事業者の直接雇用ではないためカウント不可です。	
63	雇用	補助金交付要件の雇用者数が達成できない場合、補助金は支払われるのか。	一切支払われません。	
64	国の支援制度との併用	復興特区制度(税制優遇、利子補給)との併用は可か。	可です。積極的に活用ください。	
65	国の支援制度との併用	ある設備に二重の国の補助金を受けることは可か。	不可です。同一の補助対象物に対して、国の複数の補助金を受けることは不可です。	
66	事前着手	既に着手しているが、補助対象か。	対象外です。	
67	事前着手	どこからが事前着手か。	土地や建物の売買契約締結や仮契約、金銭の授受が発生している場合等、契約締結に拘束力が発生している場合は、事前着手に該当します。	
68	事前着手	事前着手が適用可能な場合、それはいつから適用されるか。	公募開始日以降であって、事前着手承認申請が承認された日から交付決定日までに発生した経費を補助対象とします。	
69	財産処分(期間)	土地の財産処分制限期間は何年か。	永久です。	

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (製造業等立地支援事業)(六次公募) Q&A

平成28年5月9日

No.	種類	質問	回答	備考
70	財産処分 (抵当権)	補助対象物に抵当権を設定することは可か。	承認無しに設定することは不可です。予定する場合はまず、事務局に相談してください。	
71	財産処分 (抵当権)	根抵当権の設定は可能か。	不可です。普通抵当権のみです。	
72	財産処分 (抵当権)	普通抵当権により、他事業の経営のための資金を借り入れることは可能か。	不可です。目的外使用になり得ます。抵当権の設定は、当該物件の取得に要する費用を工面するために必要最低限のものを認める方針です。	
73	財産処分 (改造)	事業終了後、取得した財産を改造しても良いのか。	財産処分に該当するため、事前に事務局に相談してください。場合によっては補助金の返還もあり得ます。	
74	会計処理	当該補助金は圧縮記帳の適用を受けることができるか。	補助事業者は、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができます。この規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額です。これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点がある場合には、所轄の税務署等にご相談ください。	H27.3.19国税庁確認による
75	スケジュール	事前着手承認が認められる時期は。	事前に事務局で確認済み書類の申請後概ね2週間程度です。ただし内容次第で大幅に時間がかかる場合もあります。	
76	スケジュール	補助対象経費とする契約・工事はいつから可能か。	平成28年9月下旬以降の採択決定後、交付申請していただき、交付決定日以降です。交付申請から交付決定までは通常1~2ヶ月、長い場合で数ヶ月以上です。	
77	スケジュール	事業完了と事業終了の違いは。	事業完了は、新規地元雇用者数を確保され、かつ、工事が完了し外注先等に経費が支払われた時点です。事業終了は、確定検査後、補助金が支払われた時点です。	
78	スケジュール	工事はいつまでに終了する必要があるか。	その後の確定検査、補助金支払いの事務手続きから逆算すると、H32年12月を目途に終わらせていただく必要があります。	
79	補助金の支払い	H33年3月にしないと補助金が支払われないのか。	各補助事業の事業完了後、必要な手続き(概ね3ヶ月を想定)により支払われる予定です。	
80	応募申請書	補助事業の開始予定日は、申請日を書いて良いのか。	本事業に関わる土地・建物等の取得に係る発注を行う予定の日を記載してください。事前着手の申請を行わない場合は、交付決定後に事業実施(土地・建物等の取得に係る発注行為)を行っていただくこととなります。本事業の採択決定は、平成28年9月下旬を予定しており、交付決定はそれ以降となります。	
81	応募申請書	補助事業完了時とはいつ時点か。	補助対象施設の整備が完了し、雇用、支払いが完了した時点です。雇用が完了しなければ、補助金は交付されません。	
82	応募申請書	事前に地方経済産業局や県に必ず相談しなければならないのか。	企業の立地を円滑に進めるため、各地方経済産業局や県に用地や立地条件等について確認することをお奨めします。	
83	応募申請書	事前着手の承認申請は応募提案書と同時に申請するのか。	応募申請書類とともに、事前着手の承認のための申請書を別添様式により作成の上、事務局及び立地する県へ郵送にて提出してください。また、事前着手の承認のための申請書の提出を予定している場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。	
84	応募申請書	事前着手の承認申請が共同申請の場合、申請者欄も連名にする必要があるか。	応募申請書類と同様、連名で記入してください。	
85	応募申請書	見積書等の添付は必要か。	申請書類にはある程度の妥当性が必要であることから、積算根拠として、見積書の徴取を可能な限り行ってください。見積書等を添付する場合は、「【様式第2(イ)添付書類】経費算出根拠」として、公募要領p31の提出書類等チェックシートの②添付書類内に綴じて下さい。内容確認がしやすいように、見積書等には任意の見積書番号を右上に振り、提出書類に記載されている金額に印等をつけてください。「様式第2、別添1、(2)投資内訳」(公募要領p25、26)の備考欄に、その項目に該当する見積書番号を明記してください。	

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (製造業等立地支援事業)(六次公募) Q&A

平成28年5月9日

No.	種類	質問	回答	備考
86	応募申請書	提出書類の送付は、郵送に限るのか。	FAX及び電子メール、持込による提出は受け付けません。平成28年7月29日正午必着です。締切日時を確認していただき、配達記録が確認できる方法(例:簡易書留、宅配便等)にてお送りください。	
87	応募申請書	添付書類のページ番号はどのように振るのか、絶対に通し番号でないとダメなのか。	ページ番号は、事務局と応募者間で内容確認を円滑に行うため、審査委員が評価しやすい申請書とするために付与をお願いします。原則として、全ての書類の下部中央に通し番号でページを付与してください。ただし、パンフレットや定款等のまとまった書類で、すでにページ番号が付与されている書類については枝番にしてくださいでも問題はありません。各書類は、公募要領p31の提出書類チェックシートの順に必ず揃えてください。書類毎に、1-1、1-2・・・、2-1、2-2・・・、などの振り方でも問題ありません。	
88	応募申請書	公募要領p17(様式第2)1. 補助事業の実施計画(1)補助事業の目的及び内容(ハ)事業実施部分の土地・建物の所有関係には、どのようなことを記入すればよいか。	補助事業を行う敷地、建物が、本事業実施により自社所有になるかどうか、土地や中古建物を購入する場合は誰から購入するか等、ご記入ください。所有関係が複雑な場合等は詳細に説明してください。	
89	応募申請書	公募要領p18(様式第2)1. 補助事業の実施計画(3)雇用の状況及び雇用計画に記載する従業員数とは、全社の従業員数か、補助事業を行う事業部門の従業員数か。	本事業による新規地元雇用者数を確認するものですので、補助事業を行う事業部門の従業員数を記載してください。	
90	応募申請書	公募要領p19(様式第2)2. 補助事業の収支予算共同申請の場合、どのように書けばよいのか。	(1)収入、(2)支出ともに、事業者A、事業者Bそれぞれで表を作り、記載してください。また、合計値が、(様式第1)7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額と必ず一致するように注意ください。別途公開している記載例は共同申請の場合ですので、確認ください。	
91	応募申請書	公募要領p19(様式第2)2. 補助事業の収支予算(1)収入の「起債又は借入金」(注1)に「資金計画(資金調達先、返済計画等)について分かる資料を添付すること」とあるがどのような資料を添付すればよいか。	資金計画として、どこからいくら資金調達するのか、返済計画の詳細が分かるように資料を作成し、添付ください。その資料は、公募要領p31の提出書類等チェックシートの③様式第2の補足書類内に綴じてください。	
92	応募申請書	公募要領p19(様式第2)2. 補助事業の収支予算(1)収入の「起債又は借入金」に、実際には補助金分も借入を行う予定であり、借入金の額を入力すると、収支が合わなくなる。	申請書内の収支は合わせる必要があるのですが、実際の借入額よりも少ない額を記載することは問題ありません。申請書の表の欄外に、「つなぎ融資として、実際の借入額は●●円を予定している」等の注記をしていただき、添付書類で示される借入額を説明してください。	
93	応募申請書	公募要領p28生産計画と雇用効果の推移、補助事業を行う事業部門の申請時における雇用数(a)は、0人でよいのか。	雇用数は補助事業を行う部門について記入ください。申請時に補助事業を行う事業部門がない場合は、(a)欄は、全て「0人」となります。(a)欄は、申請年度に関係なく、「申請時の雇用数」を全ての年度の欄に記載してください。	
94	応募申請書	公募要領p21(様式第2)4. 補助事業者の概要 会社概要「立地する県内の主な事業所」及びp22現行の工場等の状況の記載について、立地予定県内に工場がない場合は記載なしでよいのか。	工場等の名称の欄に「※県内に工場なし」と記入してください。	

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (製造業等立地支援事業)(六次公募) Q&A

平成28年5月9日

No.	種類	質問	回答	備考
95	応募申請書	提出書類等チェックシートの③様式第2の補足書類「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」とあるが、具体的にどのような書類を提出すればよいか。	株主総会での決議書類や、御社の役員を記載した書類等を作成し、現時点での役員が証明できるものを添付してください。	
96	応募申請書	捺印は副本を含めすべてに押さないといけないのか。	副本はコピーでも結構です。	
97	応募申請書	添付書類の定款や登記簿謄本等は原本でないといけないのか。	コピーでも結構です。	
98	応募申請書	書類は全てA4サイズでなければならないのか。	必ずA4サイズで作成・提出してください。A4サイズでは文字が小さい、見づらい等があれば、左右、上下等に割付して複数ページで作成してください。	
99	応募申請書	申請書の中に設計図の添付とあるが、どの程度の設計図を用意したらよいか。	建築物のおおよその大きさ・外観がわかる図面のみで結構です。配置図、平面図、立面図があれば十分です。	
100	応募申請書	区画整備中の土地で、申請書の提出期限までに地番等が確定しない場合、公募要領p17(様式第2)1. 補助事業の実施計画(1)補助事業の目的及び内容(ロ)投資予定の施設の概要の「施設の所在地」はどのように記載すればよいか。	施設の所在地の欄には、まとめて「～地区内第～区」等記載頂き、詳細は見取り図等別紙に記載ください。	
101	応募申請書	公募要領p20(様式第2)3. 実施体制図は、操業後の体制図を作成すればよいか。	実施体制図は補助事業がきちんと執行できる体制が整っているかどうかを判断するための資料です。操業後の体制図のみではなく、補助事業(工場等の新增設)の実施体制を含んで作成してください。	
102	応募申請書	電子媒体の提出は1枚でよいのか。	CD若しくはDVD1枚で結構です。	
103	応募申請書	2つの異なる敷地に工場を作る場合、申請書はどうするか。	まず、それぞれの立地の目的が分かれている(別の事業)である場合は、それぞれ応募書類を作成してください。  目的が同じ(ひとつの事業)の場合でも、 ・複数の県に立地する場合、または、 ・補助率の異なる市町村又は地区に立地する場合は、それぞれ応募書類を作成してください。この場合は、事業名に(その1)、(その2)と記載するなど、同じ事業であることが分かるように工夫をしてください。  1つの県内で補助率の同じ市町村及び地区に立地する場合は、ひとつの応募書類とすることができます。 ただしこの場合もそれぞれの立地で交付要件(投下固定資産額に応じた新規地元雇用)を満たす必要があります。 様式類は公開しておりませんので、必ず事務局にご相談ください。	
104	応募申請書	2つの敷地のどちらかを検討している場合、申請書はどうするか。	どちらかに立地するのであれば計画を精査していただき、片方のみの申請にさせていただく必要があります。	
105	応募申請書	既存敷地内に増築の場合、投資予定の施設の概要の建築面積はどうするか。	増築部分の面積のみを記入し、敷地、緑地面積は敷地全体の値を記入してください。	
106	応募申請書	交付申請書は英語でもいいか。	不可。日本語のみの交付申請書のみ受け付けます。	
107	対象地域	避難指示解除区域等が対象外なのはなぜか。	後日公募する「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」で対象となるためです。	